

ともにあゆむ

南医療生協労災損害賠償請求訴訟
「ともにあゆむ裁判」を支援する会ニュースNo.18
発行:支援する会事務局 Tel&Fax052-624-5997
2012年2月15日発行

共感と支援の輪広がった集会

1月28日、鶴舞集会所での「ともにあゆむ集会2012」には、寒い中25名の方に参加していただきました。遠方から駆けつけてくださった方たちもおられました。ありがとうございました。

梅村さんからは、裁判の証拠として出したカルテに記載された「リニューアルのために犠牲になってはダメ」などの医師の言葉や当時の心身の状況記録、「健康管理が悪い」と降格になった後の方が残業98時間と労働実態がひどくなっている記録なども提示しながら、退職まで続いた過酷な労働と南医療生協の配慮のなさがリアルに語られました。



参加者からも、「知人の息子が南医療生協に就職したが、うつ病になって以後、非人間的な扱いを受けた。医療生協として許せない！」と怒りの声が上がりました。また、「まわりの人に支援を訴えて回っている。もっと納得してもらうために、今日のような集会をあちこちで開いてほしい」と要望も上がり、梅村さんからも「たとえ数人でも集まりを持ってもらえたら、直接訴えにいかせてもらいます」と決意が述べられました。最後に「医療のうたごえ祭典」で披露した合唱曲「ともにあゆむ」を歌いました。

救援会南支部として支援決定

1月29日、国民救援会南支部の総会で、梅村さんが裁判支援の訴えをさせていただきました。

参加者からも、「梅村さんのたたかいは、南医療生協変質とのたたかいの象徴」など支援の声も上がり、南支部として「ともにあゆむ裁判」の支援決議が満場一致で採択されました。

また、2月5日には、救援会天白支部の総会でも梅村さんは支援の訴えをさせていただきました。

総会後の懇親会で、参加者から「天白区の南医療生協組合員からは、『梅村さんは夫の給料が少ないので、生活の足しにするために裁判をしている』という話を聞いていたので、今日過酷な労働実態や不当な対応を聞いて、びっくりした」という話も出たそうです。

やはり、事実に基づいて、1人ひとりに語って、支援を広げていくことの重要性を実感しました。



次回裁判

2月17日(金) 13:10~

名古屋地裁 2階201号法廷

※裁判後、弁護士会館地下会議室で
報告・交流会をします。

ともにたたかう仲間の裁判のご案内

次回裁判の同日、豊橋の教員鳥居先生の公務災害裁判が名古屋高裁であります。ご都合がつく方は、こちらにも傍聴・報告会参加をお願いします。

2月17日(金) 10:15 名古屋高裁ロビー集合
10:25 1003号法廷入廷 裁判後報告会あります。